

佐井村過疎地域持続的発展計画

〈令和3年度～令和7年度〉

令和3年12月

青森県下北郡佐井村

目 次

1	基本的な事項	
(1)	佐井村の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	6
(3)	村の行財政の状況	9
(4)	地域の持続的発展の基本方針	13
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	14
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7)	計画期間	14
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	15
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	17
(2)	その対策	18
(3)	事業計画	19
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	19
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	23
(3)	事業計画	25
(4)	産業振興促進事項	26
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	26
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	27
(3)	事業計画	27
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	28
(2)	その対策	30
(3)	事業計画	31
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	31
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	32
(2)	その対策	34
(3)	事業計画	35
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	36
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	37
(2)	その対策	38
(3)	事業計画	39
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	39

8	医療の確保		
	(1) 現況と問題点	_____	40
	(2) その対策	_____	40
	(3) 事業計画	_____	40
9	教育の振興		
	(1) 現況と問題点	_____	41
	(2) その対策	_____	42
	(3) 事業計画	_____	43
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	_____	43
10	集落の整備		
	(1) 現況と問題点	_____	44
	(2) その対策	_____	44
	(3) 事業計画	_____	44
11	地域文化の振興等		
	(1) 現況と問題点	_____	45
	(2) その対策	_____	45
	(3) 事業計画	_____	45
12	再生可能エネルギーの利用の推進		
	(1) 現況と問題点	_____	46
	(2) その対策	_____	46
	(3) 事業計画	_____	46

1 基本的な事項

(1) 佐井村の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

佐井村は、青森県下北半島の西側に位置し、津軽海峡に沿って南北を底辺とする細長い三角形をなし、人の顔で例えるなら“下北半島の顔”を構成する部分となり、北部は大間町、東部はむつ市大畑町、同市川内町、南部を同市脇野沢にそれぞれ境を接し、西部は津軽海峡を隔てて北海道渡島と対峙している。

地勢は、概して急峻で平坦地が少なく、ほとんどが山地である。したがって役場所在地の佐井地区を中心に南部、矢越地区以南は、山岳が海岸線まで迫っており断崖絶壁をなしているため、耕作地が極めて少なく、大間町との境界に至る原田地区と野平盆地にわずかにあるに過ぎない。この急峻な地形の中に、下北半島国定公園「仏ヶ浦」が指定されている。風光明媚な奇岩怪岩が半島屈指の観光地として、また、貴重な自然遺産としての知名度が高い。

集落は、海岸線に沿って原田、古佐井、大佐井、矢越、磯谷、長後、福浦、牛滝の8集落があり、山間部に川目の1集落が点在している。

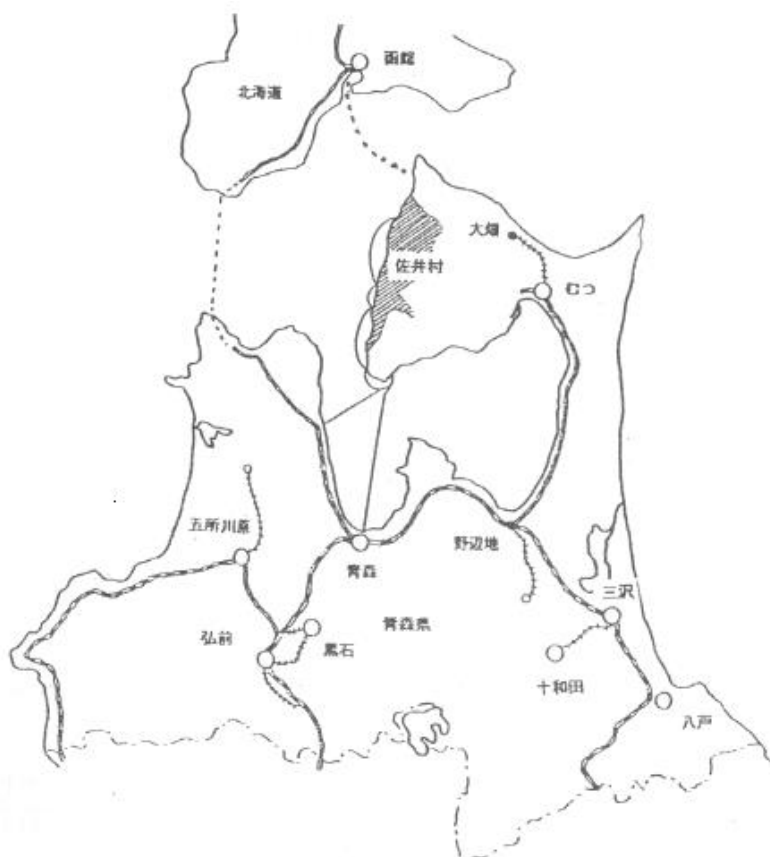


図-1 当村の位置

村の中心地は、佐井地区（大佐井、古佐井地区）があり、人口の約60%が集中しており、商店街も比較的形成的に形成され、行政・経済・教育・文化等の中心となっている。

河川は大小9河川あるが、主要なものは大佐井川、古佐井川であり、いずれも河床の上昇が著しい。

地質土性については、丘陵地域は表土30～40cmで、上層は粘土、砂礫層により形成され、下層は砂礫層により形成されている。

主要な河川の平坦地の丘陵が主な農用地として利用されているが、その割合は極めて少なく、山岳地域の一部の平坦地が放牧地として利用されている。

気象は対馬暖流の影響を受け、高緯度に位置しているものの、低気圧に覆われることが多くなっており、特に冬季から春にかけては北西の風が強く、塩害、風害の影響が著しい。年間平均気温は11.4度で、7月から8月に最高気温に達する。9月末には気温が急激に下降し、残暑期間は短く、10月から11月にかけて更に気温が低下する。

年間降水量のピークは8月であり、1月が最も少ない。また、年間降水量は約800mm、最大積雪深は約60cmで、海岸線沿いは北西の季節風により吹き飛ばされるため積雪が少ないが、山間部はふき溜りによって深雪となる。

② 歴史的條件

本村は、古くから古佐井、大佐井の両河岸の至るところから土器、石器類が多く発掘されている。蝦夷棲息の地であったとみえて、斉明天皇（659年）の御代、阿部臣比羅夫が秋田、能代、津軽の蝦夷を再征して津軽の有馬浜（深浦）において、蝦夷帰順の式を挙げた。この時、胆振鉏の蝦夷20人も式に招かれた。この胆振鉏の蝦夷は、佐井蝦夷と伝えられている。（日本書紀）

この地方を古くから宇曾利郷と称し、後には北部とも称した。徳川時代に盛岡南部氏の所領となり、田名部（むつ市）に代官所をおいて支配された。享和3（1803）年に徳川幕府は、佐井を蝦夷地渡航の港として認め、以来、明治初年に至るまで和船の往来があり、下北半島の良港として繁栄した。明治3年斗南藩の領地となり、江刺県と改称されたが明治4年7月廃藩となり、斗南藩を斗南県と改めて青森県に包含され、田名部に支庁を設け、大間に出張所を置いた。明治6年3月大小区の制度を設け、田名部支庁を廃して第6大区役所を置いた。佐井村、長後村、奥戸村、大間村、蛇浦村、易国間村をもって1小区とし、第4小区と称した。明治11年10月大小区を廃して新たに郡制を布き、旧田名部通り34ヶ村をもって下北郡と称した。

このような藩制当時は、佐井村、長後村の2ヶ村であったが、明治22年町村制施行の際合併し、旧1村区域を大字とし、大字佐井、大字長後をもって新たに佐井村となり、平成元（1989）年に村制施行100周年を迎え現在に至っている。

③ 社会的条件

(ア) 土地条件

当村の総面積は 135.04 k m²であり、県内市町村の中でも比較的広い面積を有し、県総面積の 1.4%を占める。

この内訳をみると、山林・原野が全体の 93%を占め、その 9割以上が国有林で占められている。田と畑を合わせた耕作地は、全体の 3.5%にあたる 4.72 k m²、宅地は 0.4%の 0.54 k m²に過ぎず、土地利用率は極めて低い。

(イ) 生活環境

村内の公共交通機関は、下北交通（株）のバス 1 路線に限られている。このバスは、むつ市と村内の佐井地区までを繋ぐ連絡線であり、平日・土曜が 6 便、日曜祝日が 5 便となっているが、佐井地区から村内の矢越以南の地区にはバスの便はない。

道路の整備状況をみると、村内の国道はむつ市から同市川内町、同市脇野沢を経由して当村に至る国道 338 号と、むつ市から大間町を経由して当村に至る国道 297 号の 2 路線が整備されている。

国道 338 号は、完全舗装されたものの、途中幅員が狭い所や山間部では蛇行し急カーブが多く、改良が望まれている。また、国道 279 号は、むつ市大畑町の木野部峠を越えるため蛇行したルートであり、冬季の積雪期間を中心に安全確保と輸送の迅速性が妨げられている。更には、近年、津波警報の発令や自然災害により国道 279 号が寸断された際には、一時的な孤立状態となっている。

国道 279 号は、大間町、むつ市を経て野辺地町へ至る、主要幹線道路であり、生活道路や防災、物流等のあらゆる分野で重要な路線である。そのため現在も下北地域広域避難路基本調査に位置づけられた国道 279 号のバイパス化の実現に向け要望をしている。

村内の主要地方道、県道川内佐井線（かもしかライン）は、冬季閉鎖区間解消のための防雪施設等の整備が進められ、令和 4 年度の通年通行を目指している。

また、一般県道薬研佐井線（あすなろライン）は、令和 2 年度に 1.5 車線整備が進められ、着実に道路網の整備が進むものの、道路幅員の狭さから、交通量が増加した際の安全性の確保が必要とされている。

④ 経済的条件

当村と下北地域の中心都市むつ市までは約 60 kmで、国道 338 号、279 号を車で 77 分、青森市まで高速船「ポーラスター」で 150 分、陸路 158.8 k mを車で約 210 分、北海道函館市へは隣接の大間町からフェリーで 90 分の時間距離にあり、地域経済の中心都市から遠く、経済的な立地条件に恵まれていない。

また、日常生活圏は、むつ市、大間町に依存しており、村内商店からの購入は日常の生活必需品がほとんどである。

イ 佐井村における過疎の状況

本村は、昭和 55 年（1980）年に公布された過疎地域振興特別措置法に基づき、昭和 61（1986）年に過疎地域に追加指定され、現在もその指定を受けている。

平成 27 年国勢調査人口は 2,148 人で、昭和 35（1960）年から平成 27（2015）年までの 55 年間の人口総数で見ると、実に 3,123 人、59.2%の減少となり、人口減少の大きな要因は、高度経済成長期における若年層の村外流出と出生率の低下である。特に 0～9 歳までの幼児は、昭和 35 年に 1,499 人あったものが、平成 27 年には 99 人、93.4%減と大幅な減少となった。また、15～29 歳までの若年者人口も、昭和 35 年の 921 人から平成 27 年には 185 人、79.9%減となっている。

一方、65 歳以上の人口は着実に増加しており、昭和 35 年の 306 人から平成 27 年では 872 人と約 3 倍に増えている。このことから当村の人口形態の特徴として少子・高齢化への移行が著しいことが窺える。

また、基幹産業である漁業の長期低迷が若者の漁業就業を遠ざけていることや村内の雇用の場が少ないこと、加えて高等学校・大学進学、就職などで転出する若者の増加も人口減少に起因している。

ウ 社会経済的発展の方向

① 産業構造の変化

当村の近年の就業人口の推移は、平成 12 年が 1,433 人、平成 17（2005）年が 1,168 人、平成 22（2010）年が 1,079 人で、平成 27 年国勢調査では、就業人口総数 973 人、就業率は 45.3%となっている。

平成 27 年の産業別構成をみると第 1 次産業が 23.9%（233 人）、第 2 次産業が 23.9%（233 人）、第 3 次産業が 52.1%（507 人）となっている。青森県全体の割合では、第 1 次産業割合が 12.0%という結果であり、この状況を踏まえれば、依然として第 1 次産業にあたる漁業が本村の基幹産業であることに変わりはない。

第 2 次産業の就業者割合は、平成 12 年が 38.7%（555 人）、平成 27 年が 23.9%（233 人）と 15 年間で 14.8 ポイント低下しており、本村における産業の中心は第 3 次産業へ移行している。

② 出稼ぎの状況

当村は、雇用の場が少ないことや漁業所得が安定しないことなどから生計を維持していくため、昭和 40 年代後半頃から収入を求めて関東や中部方面に出稼ぎに行く人が増え、第 4 次産業ともいえる出稼ぎへの依存度が高まっていった。

基本は夏過ぎまで本業の漁業等に従事し、冬季に出稼ぎへ行くケースが多かったが、中には通年で出稼ぎに出る人も珍しくなくなっている。

令和 2（2020）年度の出稼ぎ労働者は 27 人となっており、近年は 30 人前後で推移している。

③ 県の総合計画等における位置づけ

(ア) 青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦

平成 31 (2019) 年度から令和 5 (2023) 年度までの本計画では、2030 年の青森県の目指す姿を「『生業』と『生活』が好循環する地域へ～世界が認める『青森ブランド』の確立～」と掲げている。

「青森ブランド」の具体像としては「買ってよし、訪れてよし、住んでよし」の青森県とし、本県が有する多様な価値が一体となって世界から評価され、県民自身もその価値を誇りに思い、存分に享受している状態を目指すこととしている。

また、青森県基本計画内の地域別計画では、2030 年における下北地域が目指す姿を「住民も訪れる人も心地よい時を過ごす下北地域」、「地域の基盤となる経営体質の強い農林水産業と高いブランド力で地域内外から選ばれる下北の農林水産物」、「観光客が繰り返し訪れる下北地域」、「安心して健やかに暮らせる下北地域」、「手をつなぎ合わせる下北人」とし、各種施策に取り組むこととしている。

(イ) 下北地域広域市町村圏における計画等

むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村で構成される下北圏域は、行政区域を越えて日常生活圏を共有し、これまでも消防・救急、ごみ処理など連携した取組を進め、効率的な行政運営を行ってきた。多様で厳しい社会情勢の中、住民が安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会づくりを進めるためには、自治体単独での事業展開には限界があると同時に、当地域においては大変非効率である。

そのため、下北圏域定住自立圏構想では、このような共通認識のもと、地域社会の様々な課題を解決し、持続可能な圏域を形成するため、圏域 5 市町村が、より力強い連携のもと、各市町村の独自性を互いに尊重しながら、それぞれが有する地域資源を有効に活用し、生活に必要な機能を圏域全体で確立していくことで、将来にわたって地域住民が安全で安心して暮らすことができる魅力あふれる圏域づくりを目指すこととしている。

また、同じく持続可能な地域社会の実現を目指すための方向性などが示された下北ジオパーク推進計画についても上記のような形で、関連する広域市町村と一体となった取組が必要である。

④ 社会経済的発展の方向

本村が所在する下北地域には「個性的な自然と交流の歴史・文化」や「多様な山海の幸」など、貴重で多様な地域資源があることから、本村としては、青森県基本計画や、下北地域広域市町村圏における計画等を踏まえながら、こうした地域資源を活かした取組を展開していく。

具体的には、基幹産業である漁業の持続性を確保するため、施設の機能強化や保全、地域産物の高付加価値化・ブランド化の推進による漁家所得の向上に努めるほか、漁業の担い手の確保に向けた取組を推進する。

また、佐井漁港の整備や旧福浦小中学校跡施設利活用により、新しい観光拠点整備が進められることから、滞在型・体験型の観光メニューの充実を図り、地域資源を最大限に活用した観光戦略や村内の周遊観光を促進する。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本村の国勢調査人口では、昭和30(1955)年の5,642人がピークであり、長期的な人口の推移をみると、そこから歯止めがかかることなく減少が続いている。

国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月時点)によると、令和12(2030)年の本村の推計人口は1,403人となっている。

表1-1 (1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭 和 35 年	昭 和 50 年		平 成 2 年		平 成 17 年		平 成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 5,271	人 4,462	% △15.3	人 3,348	% △36.5	人 2,843	% △46.1	人 2,148	% △59.2
0 歳～14 歳	2,293	1,255	△45.3	655	△71.4	335	△85.4	191	△91.7
15 歳～64 歳	2,672	2,752	3.0	2,022	△24.3	1,635	△38.8	1,084	△59.4
うち 15 歳～ 29 歳(a)	921	763	△17.2	362	△60.7	348	△62.2	185	△79.9
65 歳以上 (b)	306	455	48.7	671	119.3	873	185.3	872	185.0
(a)/総数 若年者比率	% 17.5	% 17.1	—	% 10.8	—	% 12.2	—	% 8.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 5.8	% 10.2	—	% 20.0	—	% 30.7	—	% 40.6	—

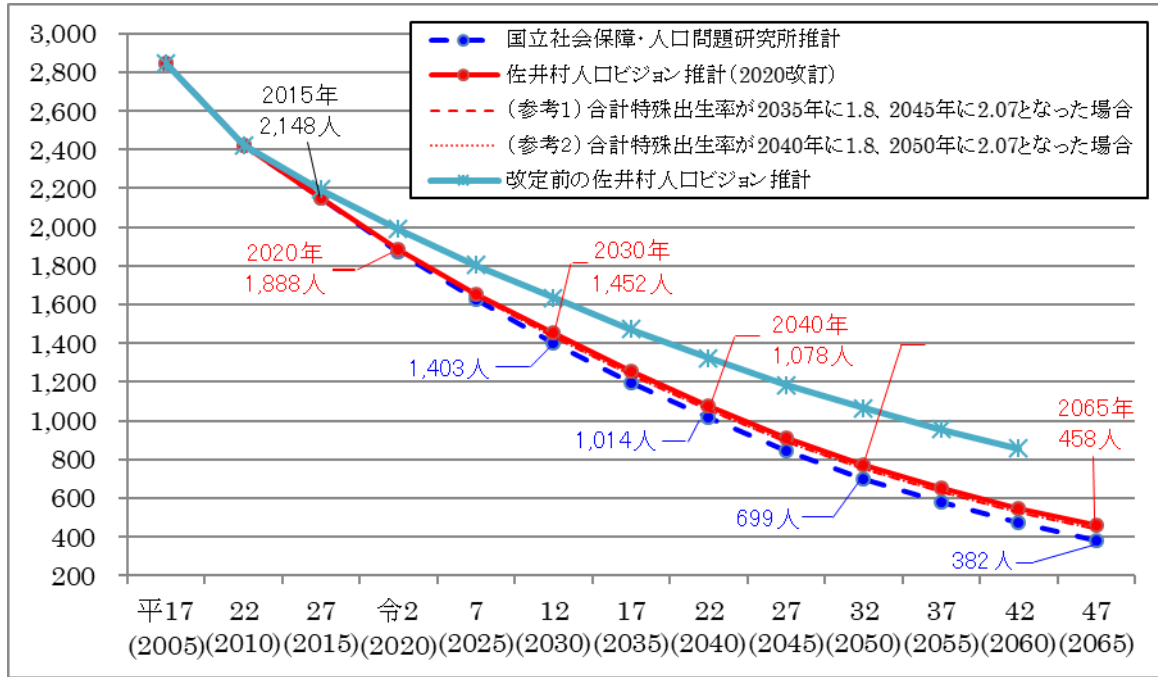
※総数には年齢不詳も含むため、内訳の合計とは一致しない。

※増減率は、昭和35年と比較している。

表1-1 (2) 人口の見通し

(人)

総人口の将来展望 (佐井村)



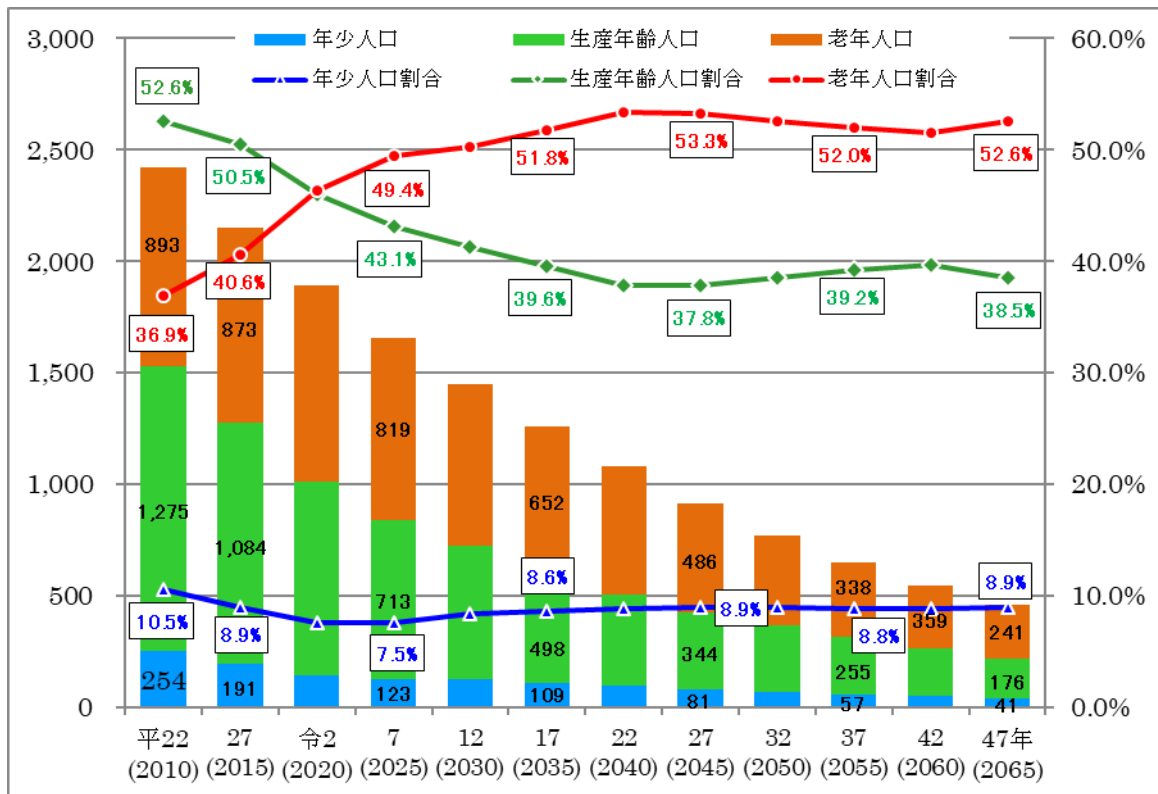
(年)

(資料：佐井村人口ビジョン 2020年改定版)

(人)

年齢3区分別人口の将来展望 (佐井村)

構成比率



(資料：佐井村人口ビジョン 2020年改定版)

イ 産業の推移と動向

平成 27 年国勢調査によると、当村の就業人口は、973 人となっており、この産業別内訳をみると、第 1 次産業が 23.9% (233 人)、第 2 次産業が 23.9% (233 人)、第 3 次産業が 52.1% (507 人) である。

当村の就業構造は、県平均と比較すると、第 1 次産業及び第 2 次産業に従事する割合が高く、第 3 次産業が低い構造にある。第 1 次産業の就業人口比率は概ね横ばいで推移しており、その中心となる漁業が本村における重要な産業であることが窺えるものの、第 2 次産業は減少傾向にある。

このことから、本村の就業構造は、基幹産業である漁業を維持しつつ、第 3 次産業にシフトする傾向を示している。

表 1-1(3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭 和 35 年	昭 和 50 年		平 成 2 年		平 成 17 年		平 成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 2,486	人 2,286	% △8.0	人 1,845	% △25.8	人 1,168	% △53.0	人 973	% △60.9
第 1 次産業	人 1,857 (74.7%)	人 1,234 (54.0%)	—	人 778 (42.2%)	—	人 297 (25.4%)	—	人 233 (23.9%)	—
第 2 次産業	人 259 (10.4%)	人 463 (20.3%)	—	人 498 (27.0%)	—	人 331 (28.3%)	—	人 233 (23.9%)	—
第 3 次産業	人 370 (14.9%)	人 589 (25.8%)	—	人 569 (30.8%)	—	人 540 (46.2%)	—	人 507 (52.1%)	—

※ () カッコ内の数値は、各産業における就業人口比率を示す。

※増減率は、昭和 35 年と比較している。

(3) 村の行財政の状況

ア 行政

当村では、急速な少子・高齢化の進行により多様化・複雑化する福祉や介護のニーズに対応するために行政組織機構改革が行われ、令和2年4月に住民福祉課が「住民生活課」と「福祉健康課」の組織に分けられた。

現在の行政機構は、総務課、総合戦略課、住民生活課、福祉健康課、産業建設課、出納室の5課1室で、執行機関として、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会の事務局並びに監査委員で構成されている。職員数は、令和3年4月1日現在で49人となっている。

隣接市町村との協力体制は、障害児入所施設、し尿処理施設、一般廃棄物処理施設、消防等について、下北地域広域行政事務組合で共同処理・運営している。

また、むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村の5市町村で開設する病院・診療所については、一部事務組合下北医療センターで共同管理・運営している。

イ 財政

本村は、歳入全体に占める地方税の割合が7.0%（令和元年度決算）と自主的財源に乏しく、国への依存度が高い状況にある。

財政力指数は、平成22（2010）年度から令和元（2019）年度までの9年間でほとんど増減なく、0.12と極めて低く、県内市町村の平均値を大きく下回っている。

また、経常収支比率は同年比較で0.5ポイント改善し、84.7%となっているが、依然として高い水準で推移している。

本村においては、村債残高や実質公債比率など、概ねの財政指標は改善傾向で推移しているが、今後、過疎地域の持続的発展に資する施策を着実に展開していくためにも、引き続き慎重な財政運営と効果的・効率的な行政運営に努めなければならない。

このことから、歳入においては、村税はもちろんのこと、適正な使用料等の見直し、応分の受益者負担等、自主財源の確保に努める。また、歳出面では、補助金の見直し、徹底した経費の節減合理化を図り、投資的経費に充当できる財源の確保に努めるとともに、村の長期総合計画の実施計画に基づいた事業を実施することにより、村の振興と持続可能なむらづくりを進めることとしている。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	3,022,899	3,246,833	2,395,614
一般財源	2,129,154	1,822,206	1,761,274
国庫支出金	411,651	204,598	105,261
都道府県支出金	261,228	663,613	284,764
地方債	204,600	102,400	103,500
うち過疎対策事業債	57,300	18,200	49,800
その他	16,266	454,016	140,815
歳 出 総 額 B	2,955,843	3,158,376	2,343,770
義務的経費	854,541	732,542	655,185
投資的経費	641,593	403,957	323,493
うち普通建設事業	641,593	394,140	321,719
その他	1,459,709	1,894,818	1,365,092
過疎対策事業費	245,651	127,059	172,951
歳入歳出差引額 C (A - B)	67,056	88,457	51,844
翌年度へ繰越すべき財源 D	23,621	19,362	1,453
実質収支 C - D	43,435	69,095	50,391
財政力指数	0.107	0.112	0.120
公債費負担比率	18.2	12.0	10.2
実質公債費比率	17.0	12.8	7.8
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	85.2	88.1	84.7
将来負担比率	61.7	△69.2	△115.1
地方債現在高	2,601,131	1,735,881	1,268,850

(出典：地方財政状況調)

ウ 施設整備水準の現況

当村における主要公共施設の現況については、表 1-2(2)のとおりである。市町村道の改良率・舗装率は段階的に伸びてきているが依然低く、平成 2 年度以降に林野 1ha 当たり林道延長が減少したのは、国有林野面積を含めたことによるものである。

全体として公共施設整備水準がまだ低いため、公共施設についても今後の整備が必要である。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	15.4	38.0	43.8	46.7	72.9
舗 装 率 (%)	8.9	39.8	42.7	45.2	68.9
農 道					
延 長 (m)	19,493	18,737	18,737	15,737	15,737
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	31.6	35.4	36.2	-	-
林 道					
延 長 (m)	31,789	44,023	51,951	60,092	68,489
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	78.3	3.6	4.2	-	-
水 道 普 及 率 (%)	100.0	100.0	100.0	99.1	99.5
水 洗 化 率 (%)	2.3	27.5	25.7	65.5	53.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 1 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成 22 年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に、次の算式により算定する。

$$\text{改良率} = \text{改良済延長} / \text{実延長}$$

$$\text{舗装率} = \text{舗装済延長} / \text{実延長}$$

3 上記区分のうち、平成 12 年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成 22 年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

- 4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の3月31日現在とする。また、AからHまでについては公共施設状況調査の記載要領に、Iについては一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

$$\text{水洗化率} = (A + B + C + D + E + F + G + H + I) / J$$

- A：当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口
B：当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口
C：当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口
D：当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口
E：当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口
F：当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口
G：当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口
H：当該市町村の合併処理浄化槽処理人口
I：当該市町村の単独処理浄化槽処理人口（※）
J：当該市町村の住民基本台帳登録人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値。

- 5 取得不能な数値については「－」とする。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

青森県の過疎地域持続的発展方針では、本県の目指す姿として、過疎地域等を巡る新たな動きを捉えた人財の確保・育成や雇用機会の拡充、それぞれの地域の豊富な資源を活かした自立的な地域づくりの2つの視点に重点を置いて各種施策に取り組むことにより、過疎地域等が人口減少を克服し、地域住民の誰もが、地域で安心して暮らしていくことができる、持続可能な地域となることを目指すものとしている。

本村においても「人口の減少」は、最重要課題であり、これが引き起こす行政効率の低下、地域産業の衰退、地域活力の減退など様々な影響が懸念されるため、持続可能な地域社会の形成及び、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう取り組むことが必要とされている。

このことから、青森県の方針を踏まえ、また、佐井村第5次長期総合計画で掲げる将来像「みんなが“愛と誇り”を実感できるむら～日本で最も小さくかわいい漁村の挑戦～」の実現を基本としながら、以下の5つの政策を推進することで過疎地域の持続的発展に資する積極的な施策を展開していく。

【佐井村第5次長期総合計画に掲げる基本政策】

① “絆”が実感できるむら（自治・協働・定住）

- ・ 住民の自治活動を促進するため、住民自治組織との協働のむらづくりの推進、地域リーダーの育成・研修機会の確保提供に努める。
- ・ 将来的な定住の促進として、移住者等の受入れ拠点施設の整備や受入促進を図る取組を支援し、テレワークやワーケーションの受入れにも対応できる住宅整備を推進する。

② “にぎわい”が実感できるむら（産業・交流）

- ・ 漁業の振興として、水産振興計画に基づく施策推進、担い手の確保・育成、地域産物の高付加価値化・ブランド化、販売システムの確立、生産基盤の整備を推進する。
- ・ 商工業の振興として、市街地のにぎわい再生、安定経営への支援に取り組む。
- ・ 地域の特色を活かした観光メニューづくりとして、海山遊びの充実、環境保全の推進、体験型旅行の誘致、外国人旅行者の誘致、逸品づくり事業の推進に取り組む。

③ “快適な暮らし”が実感できるむら（環境・基盤・交通・情報）

- ・ 下水道事業の維持・管理として、公共下水道施設及び漁業集落排水処理施設の長寿命化、安全かつ安定的な水の供給施策の推進、浄水場の設備改良による水質管理の強化などに取り組む。
- ・ 生活交通の充実に向け、下北地域公共交通網形成計画に基づく施策推進、交通弱者の移動手段確保、住民ニーズに応じた交通手段の見直しに取り組む。

④ “あんしん”が実感できるむら（保健・福祉・医療・介護）

- ・ 健康増進計画「健康さい21」に基づき、健康意識の醸成、疾病予防を含む健康づくり、食の重要性を踏まえた豊かな人間性を育む施策を推進する。

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で自立し、生きがいを持って暮らし続けられるよう、関連施策を推進するとともに、高齢者等の保健・福祉に重要な施設整備に取り組む。

⑤ “学びと誇り” が実感できるむら（教育・文化）

- ・ 郷土芸能や地域の歴史や文化の継承活動を支援し、住民の郷土愛の醸成を図る。
- ・ スポーツ活動を推進するため、地域スポーツ団体の育成・活動支援などに努める。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

（４）の基本方針に基づく基本目標は、以下のとおりとする。

なお、総人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を基礎数値として使用した。今後の移住・定住関連施策の推進による社会増減の改善を見込み、推計人口に約 1.91%を加算した数値を目標人口としている。

目標指標	現状値 (基準年度)	目標値 (令和 7 年)	備考
総人口	1,912 人 (R2)	1,650 人以上	
転入数	32 人 (R2)	現状値より増加	
転出数	45 人 (R2)	現状値より減少	
出生数	6 人 (R2)	現状値より増加	
交流人口	123,258 人 (H29)	130,000 人以上	観光入込客数
若者定住率	43.3% (R2)	現状値より増加	25 歳～39 歳人口 / 20 年前の 5 歳～19 歳人口

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本村の過疎地域持続的発展計画に掲載する事業は、別に定める本村のむらづくり最上位計画である「佐井村長期総合計画」に基づくものである。計画では、各分野の基本目標を設定し、その検証・改善を図るための仕組みとして P D C A サイクルを運用する。

この P D C A サイクルは、村民をはじめ外部の有識者等で構成される「佐井村総合計画検証委員会」において、評価・検証を毎年度実施し、必要に応じて計画の改正を行うこととする。

（７）計画期間

計画期間は、令和 3（2021）年 4 月 1 日から令和 8（2026）年 3 月 31 日までの 5 か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「佐井村公共施設等総合管理計画」では、将来人口の減少かつ少子・高齢化の進行、財政基盤が極めて厳しい環境にあることなどから、公共施設等の今後のあり方は、「新しい施設は造らない」「施設面積を縮減する」「施設は大切に賢く使う」の三つの原則を柱として、財政状況を見極めながら、「現状維持」、「更新（建替え）」、「統廃合」、「複合化」、「長寿命化」等、建物の配置の最適化を、バランスよく推進することとしている。

これらを踏まえた公共施設等の管理に関する基本的な方針は、以下のとおりである。

① 点検・診断等の実施方針

定期点検や診断を継続して適切に実施するとともに、危険箇所等の情報の共有を図りながら、緊急を要するものについては迅速に対処する。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検や診断の結果に基づき、施設の状態を詳細に把握・蓄積して修繕や改修・更新など、効率的で迅速かつ適正な維持管理に努める。また、耐用年数を迎える施設の更新にあつては、単に同規模で更新するのではなく、受益者の見込みや状況の変化に応じた最適な規模への増減を検討する。

③ 安全確保の実施方針

危険性が高いと認められる公共施設等は、迅速かつ適切に、改修や保全等の措置を講じ、村民並びに施設等の利用者の安全を確保する。

④ 耐震化の実施方針

利用者の多い施設や防災上の避難所（避難施設）など、施設の特性を考慮しながら、優先順位の高い施設から計画的に耐震化を進めるとともに、防災力を高め、地震や災害に耐える安全・安心な公共施設の維持を目的として、耐震診断及び耐震補強の実施状況を精査し、その結果に基づき適正に対応する。

⑤ 長寿命化の実施方針

国が示す「事後対応型」から「予防保全型」の観点に立ち、ライフサイクルコストの縮減や、公共施設等の維持管理に係る予算の平準化を図り、「新しく造る」から「賢く使う」へと管理方法の転換を行い、「賢く使う」、「みんなで支える」、「将来を見越す」の三つの視点から、社会インフラの維持管理に取り組み、長寿命化を推進する。

⑥ 統合や廃止の推進方針

人口減少や少子高齢化等の人口動態の変化に対応した公共施設等の規模や配置の最適化を実現させるため、異なる機能を持つ施設の複合化や類似施設の統合化など、必要な住民サービスの確保にも配慮しながら検討する。

また、老朽化等による廃止や今後も利用見込みのない施設については、周辺の環境や治安に対して悪影響を及ぼす懸念があるため、優先順位を定めて計画的に除却を進める。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設の管理においては、管理職にとどまらず、職員一人ひとりが、従来の所管課ごとの管理から庁内横断的な管理の意識と経営的視点を持ち、公共施設等全体の最適化を目指す戦略的な取組が必要となることから、総合管理に必要な研修を受講するなど意識の醸成を図り、全庁的に横断的な体制を構築する。

本計画においても、長寿命化や施設の配置の最適化を計画的に進めるなど、「佐井村公共施設等総合管理計画」と同様の方針としていることから、本計画に記載されたすべての公共施設等の整備は、「佐井村公共施設等総合管理計画」に適合している。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住の促進

近年、大都市圏の若者を中心とした田園回帰や地方移住の志向が高まりをみせる中、全国各地で無数の移住施策が展開され、自治体間での移住者獲得に向けた競争が激化している状況下において、単に移住を促すだけでなく、暮らしぶりが感じられる情報発信を行っていくことが必要である。

一方で本村では、移住者等を受入れる施設などの整備が進んでいないため、テレワークやワーケーションなどといった多様なニーズにも対応できる住宅整備も必要である。

また、人口の減少は、本村の最重要課題として位置づけているが、未婚化・晩婚化もその要因の一つである。村内独身男女の転出を抑制するためにも、出会いの場の創出や結婚を希望する住民のニーズに応じた支援に取り組む必要がある。

イ 地域間交流

本村では、「本州のてっぺん、壁画にチャレンジ」と銘打ち、佐井漁港内の防波堤に絵を描いてもらい、村の景観、イメージの向上を図るとともに、参加者と村民の交流を推進しようと平成元年度から実施している。しかし、製作者との交流が途絶えた壁画は劣化しつつあるため、近年の関係人口の創出によるむらづくりを取り入れながら、事業内容の見直しが必要である。

また、過疎化や少子・高齢化、連帯意識の希薄化により、地域コミュニティの運営が厳しい団体も存在する。村内各種団体のむらづくり活動を支援するとともに、コミュニティ間での交流を推進する必要がある。

ウ 人材の育成

本村の人口は、高度経済成長期における若年層の流出によって著しく減少し、以後、人口動態でいう自然増減・社会増減ともに減少している。特に生産年齢人口や年少人口の減少は、地域活力の低下に直接的な影響を及ぼすことから、積極的な定住施策の推進、地域を担う人材の確保、また、それらの人材育成など、早急な対策が必要である。

佐井村第5次長期総合計画の策定に関するアンケート調査及び中学生アンケートによると、20～24歳、30～34歳、40～44歳と中学生の年齢層において、いずれも転出志向が高くなっている。

現状でも生産年齢人口の減少や高齢化により、集落機能の低下が著しく、集落の存続が懸念される地区も存在するため、コミュニティ活動の担い手確保は急務である。

転出を抑制する対策を講じながらも、地域リーダーの育成や、コミュニティ活動における歴史文化等の継承など、地域に住まう人々のスキルアップが必要である。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

- ① 帰郷・新規転入などの転入定住を促進するため、地域の魅力や暮らしの情報を掲載した転入定住希望者向けの冊子（移住定住ノート）の作成や、SNS等での情報発信を行う。
- ② 移住者等の受入れ拠点施設の整備や受入促進を図る取組を支援し、テレワークやワーケーションの受入れにも対応できる住宅整備を推進する。
- ③ 村内独身男女等の出会いの場を創出するため、村独自の婚活事業に取り組み、新規転入者や定住の促進及び出生率の向上を目指す。

イ 地域間交流

- ① 防波堤壁画事業については、事業の見直しを行うことで地域内外の交流事業へと発展させつつ、劣化した壁画の更新を図っていく。
- ② 伝統芸能や地域のコミュニティ活動の担い手不足など地域課題の解消に努めるため、関係人口の創出に向けた取組を進める。
- ③ 「佐井村むらづくり基本条例」の理念に基づき、住民自らが地域の課題解決に向け、創意工夫し企画・実践する取組について、経費の一部を助成するなど、住民自治活動を支援し協働のむらづくりを進める。

ウ 人材の育成

- ① 住民の自治活動を促進するため、地域リーダーの育成・研修機会の確保提供に係る支援に取り組む。
- ② 住民がむらづくりに参画しやすい環境づくりに努め、将来の地域づくりを担う世代の育成に取り組む。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化、施設の配置の最適化を行うものとする。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
移住・定住・地域 間交流の促進、 人材育成	(1)移住・定住	リモートワーカー等拠点整備事業 (補助金)	村	
		未婚晩婚化対策事業	村	ソフト
	(2)地域間交流	防波堤壁画事業 〔佐井漁港防波堤〕	村	ソフト
		関係人口創出事業	村	ソフト

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐井村公共施設等総合管理計画の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針は、以下のとおり記載されている。

【点検・診断等の実施方針】

定期点検や診断を、継続して適切に実施するとともに、危険箇所等の情報の共有を図りながら、緊急を要するものについては迅速に対処します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検や診断の結果に基づき、施設の状態を詳細に把握・蓄積して、修繕や改修・更新など、効率的で迅速かつ適正な維持管理に努めます。耐用年数を迎える施設の更新にあっては、単に同規模で更新するのではなく、受益者の見込みや状況の変化に応じた、最適な規模への増減を検討します。

その他、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針では、「村の長期総合計画の基本計画に定めている諸施策等が一体となって連動し、公共施設等のあり方を抜本的に見直し、更新・統廃合・長寿命化による施設の最適化と更新費用の平準化を同時に進行させる必要がある」との基本認識が示されている。

以上のことから、本計画においても施設の長寿命化や適切な維持管理・更新など同様の方針としており、佐井村公共施設等総合管理計画と整合している。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本村の農業は、ほとんどが自給的農家である。農業従事者の高齢化により総農家数は減少を続け、令和2年(2020年)では77戸と、平成22(2010)年からの10年間で66戸(47%)減少している。販売農家は、全体で12戸と少なく、100万円以上販売した農家は2戸である。

農家数の減少や農業従事者の高齢化の影響による経営規模の縮小などが原因となり、耕作放棄地が拡大しているため、これらの有効活用が課題である。

一方、新たな作物の栽培として、ニホンザルによる食害が深刻化する中でもサルが食べない作物「アピオス」を平成25(2013)年頃から栽培しているほか、村外から参入した法人が、当村の農地を活用したカシス栽培に取り組んでいる。これらの取組は、衰退する本村の農業の活性化に寄与することが期待されることから、農作業における担い手の確保や、稼げる農業を見据えた取組を支援する必要がある。

また、生産基盤として、農業用水路の老朽化が激しく、現状、水利組合との連携による簡易な補修が繰り返されていることから、大規模な改修により長寿命化を図る必要がある。

イ 林業

森林資源について、令和3(2021)年における当村の林野面積は12,495haで総面積の92.5%を占めており、このうち93.4%にあたる11,665haが国有林で、民有林は6.6%にあたる830haと少ない。

本村の林業は、木材・林産物の生産を中心に薪の利用やしいたけ栽培など、集落生活に密着した循環型の資源利用が行われてきた。現在は、適切な管理が施されない森林の増加、木材生産機能の低下が懸念されているため、森林整備計画に基づいた対策等を講ずる必要がある。

また、適切な森林管理を促進するためには、災害時の補償の確保など、安心して林業経営ができる環境づくりに努める必要がある。

ウ 水産業

① 水産業の概要

本村の漁業は、古くから基幹産業として受け継がれてきており、刺し網や小型定置網漁業、採介藻漁業など、多種多様な沿岸漁業が営まれている。

漁業就業者数は、2018年漁業センサスの結果をみると、漁業就業者は202人で、男性が197人、女性が5人である。男性就業者数のうち50歳以上の割合が85.8%を占め、15歳から24歳の若年層は僅か4人(2.0%)と、村の重要な基幹産業でありながらも、漁業従事者の高齢化や後継者不足は切迫した問題である。

生産面について、平成25年における海面漁業漁獲金額は5億7,378万円で、この内訳をみると、魚類が3億6,439万円で全体の63.5%と最も多く、次いで水産動物類1億7,159万円(29.9%)、海藻類3,638万円(6.3%)、貝類141万円(0.3%)の順

になっている。当村の漁獲金額は魚類とイカ、タコ、ウニ類の水産動物類水揚げの好不漁によるところが大きい。

村内の加工施設では、サケ、タコ、ホタテ、ワカメ、コンブなどを利用した加工製品が製造されており、これら漁協の水産加工製品は村の特産品として観光土産やイベントなどの物産販売、村おこし事業で開設された「あおい環オンラインショップ」等で消費者に提供されている。

現在提供されている土産品等をみると、本村ならではの商品が乏しいため、地域資源を最大限に活用した商品開発を促進させる支援体制が必要である。

② 漁港施設等

本村には、第4種漁港の佐井漁港のほか、原田、矢越、磯谷、長後、福浦、牛滝の6漁港があり、いずれも第1種漁港である。これらのうち、佐井、磯谷、牛滝の3漁港は県管理漁港で、残りの原田、矢越、長後、福浦の4漁港は、村管理漁港である。

このうち牛滝漁港では、船の大型化に伴い、港内の係船場所が狭くなっていることが問題視されるほか、網洗い場の整備が長年、地区から要望されているが、整備に至っていない。水産物の安定供給を図るためには、漁業活動に必要な漁港施設の機能の充実化を図るほか、それらを健全に保持していくことが必要である。

また、近年、大型低気圧や台風による高潮・高波が増大している。これらにより被害が発生する恐れがある漁港については、漁業者の安全確保に向けた整備が必要である。

なお、今後、多くの漁港施設が更新時期を迎え、更新に係る費用の増大が懸念されることから、水産物供給基盤機能保全事業調査における機能保全計画等に基づく施設の機能保全工事や長寿命化を図るなど、計画的な整備・保全が必要である。

③ 漁業振興に向けた取組

近年、漁業者の減少や高齢化、漁獲量の減少など、漁業経営の悪化が課題である。

村の核である佐井漁港では今後、青森県が沖防波堤の整備を進め、新たな体験型観光資源として活用することで、「にぎわい」と「なりわい」を創出し、漁村の所得向上を目指すこととしている。

「なりわい」の創出については、静穏化が確保された海域で海面養殖漁業やウニ突き漁などを推進することが計画されており、また、これらを活用した漁業体験観光による「にぎわい」の創出を検討している。

佐井漁港の整備が完了した際に、現在計画している事業を遂行するためには、この整備に合わせ、養殖場や藻場の整備のほか、漁業体験観光の受入体制の構築が必要である。

そのほか、本村では、平成28(2016)年度に漁業の協業化事業を促進し、本事業で合同会社が3社設立され、新たな定置網を導入した操業が行われている。また、地域外から新規就業者を受け入れる「漁師縁組事業」では、平成28年度から採用した5名中3名の支援員が現在も地元漁師のもとで研修中であり、漁業の後継者不足の解消確保や組織強化を図るためにも、引き続き取り組む必要がある。

エ 商工業

本村の商業は、近隣スーパーへの消費者流出、人口減少による消費低迷などが影響し、商店数、商業従事者数、年間販売額とも減少を続けている。特に商店数は、平成3年から平成28年までの25年間で37事業所（56.1%）が減少し年間商品販売額も8億5,300万円（63.2%）の減少となるなど、衰退が顕著であるため、地域商店街のにぎわい再生に向けた取組が必要である。

工業については、令和元（2019）年の従事者4人以上の規模でみると、事業所数1カ所、従業者数29人、製造品出荷額2億1,154万円で、県平均の従業者数41.8人、製造品出荷額12億7,313万円と比較するとはるかに規模は小さい。

また、平成20（2008）年と比較すると、事業所数で2カ所、従業者数で49人とそれぞれ減少傾向にある。衰退する地場産業を守るためには、雇用拡大と経済効果の視点を踏まえた起業・創業支援に取り組む必要がある。

オ 観光

① 観光資源

本村の観光は、国の名勝天然記念物に指定されている「仏ヶ浦」をはじめ、豊かな自然資源と漁村景観を背景とした観光資源に恵まれ、トレッキングやキャンプ、釣りなどのアウトドアメニューが楽しめる。

また、県無形民族文化財に指定されている「福浦の歌舞伎」は、平成11（1999）年度に完成した歌舞伎の館を活用して年1回の特別公演を開催し、漁村歌舞伎として県内外の注目を集めているものの、歌舞伎演者の高齢化や地元住民の出稼ぎなどにより定期的な公演ができていない。地域の伝統芸能は、本村においても重要な観光資源であることから、漁村歌舞伎の継承を支援するとともに、伝統芸能を活用したイベントや体験型観光の再活性化に努めなければならない。

観光拠点とされる津軽海峡文化館「アルサス」は、仏ヶ浦観光船や青森一佐井間を繋ぐ高速船「ポーラスター」の発着地としての役割を果たすと同時に、土産販売や飲食、休憩所、イベント会場として機能している。アルサス内の商業店舗や周辺の商店はいずれも衰退が顕著であることから、観光拠点におけるにぎわい創出に向けた取組が必要である。

② 観光振興に向けた施設整備

近年、観光分野において情報収集や旅行先での体験の発信等には、インターネット・SNSが利用され、旅行者にとっての観光地におけるネット環境の需要が高まっている。

しかし、村内の観光拠点施設等におけるWi-Fi環境の整備は現状、不十分であることから、キャンプや宿泊客など一定の利用客が見込める村の宿泊施設「ケビンハウス」周辺については、観光客の利便性を図るため、インターネット環境の整備が必要である。

また、「ケビンハウス」に整備されたコンロ等の設備は、老朽化が進んでいるため、更新等の対策を行う必要がある。

旧福浦小中学校跡施設は、廃校施設を利活用し、地域住民と観光客が交流することができる、コミュニケーション空間の整備を進めることとしており、併せて、新しい観光拠点としての機能を持たせることも検討していることから、引き続き協議を進め、改修などの施設整備をする必要がある。

また、本村の観光スポットは、村内に点在している状態にあり、効果的な集客ができていない。今後は、村内を周遊するための仕組みづくりなど、観光事業における課題解消に向けた取組を進める必要がある。

(2) その対策

ア 農業

- ① 農業従事者の高齢化による経営規模の縮小や耕作放棄地の拡大を解消するため、農用地の有効活用・集積に併せ、認定農業者や集落法人、参入企業など、多様な担い手の確保に努めるとともに、新規就農者の育成に取り組む。
- ② 稼げる農業への転換を図るため、村内産直市の機能充実、市場の確保・拡大により、持続的かつ安定した収入が得られる農業の展開に向けた施策を進めるとともに、農産物等を原材料とする特産品開発や農業コミュニティビジネスの創出に取り組む。
- ③ 生産・経営基盤の整備として、長寿命化が必要とされる水路の改修に取り組む。

イ 林業

- ① 林業の振興を図るため、森林整備計画に基づき、造林・保育等の事業を実施、適正な森林管理や保全に努める。
- ② 村が所有する森林については、災害に備えた保険に加入し、林業経営の促進や災害防止に努める。

ウ 水産業

- ① 漁場の有効活用、経営の協業化、漁師縁組事業など、関係団体と連携しながら漁業の担い手確保や組織強化、新規就業者の育成に取り組む。
- ② 地域産物の高付加価値化・ブランド化を推進し、漁家所得の向上に努める。
- ③ 水産業の持続性を確保するため、漁港施設や荷さばき施設などの整備のほか、養殖施設の整備支援、漁業の協業化に係る支援など、生産・経営基盤の整備を進め、それらの保全に努める。また、水産資源の増大と漁獲量の安定・向上を図るため、漁場の整備を推進する。
- ④ 佐井漁港の沖防波堤の整備により静穏化が確保された海域を活用した事業として、マツカワの海面養殖、ナマコの増養殖、サーモン養殖のほか、新しい藻場での突きウニ漁などを検討している。養殖場や藻場の整備を進め、漁業体験等の受入れ体制の構築に向けた取組を推進し、漁業における「なりわい」と「にぎわい」の創出を図る。
- ⑤ 漁港施設の機能強化として、消波ブロックの設置、防波堤や船揚げ場等の整備を進め、漁業就業者の安全確保や労働環境の改善に努める。

エ 商工業

- ① 商品開発の助長、地域の自主的な活動への支援などにより、拠点区域の観光資源化を促進し、地域商店街のにぎわい創出に取り組む。
- ② 従業者数の減少とともに衰退する事業所については、若者の就労や雇用の拡大を対象とした助成制度の活用を促進し、地場産業を守る取組に努める。
- ③ 商工団体、金融機関などの関係団体と連携し、起業・創業希望者への情報提供や的確な支援に努める。

オ 観光

- ① 伝統文化を地域資源として活かした観光施策を推進するため、漁村歌舞伎の上演イベント等を継続的に実施するほか、滞在・体験プログラムの商品化に努める。
- ② 観光拠点であるアルサス周辺の商業店舗や商店のにぎわいを創出するため、地元食材を活かした特産品開発や販売促進を支援し、観光コンテンツの充実化を図る。
- ③ 村で定めた「旧福浦小中学校跡地施設利活用整備基本計画」に基づき、村民生活の安定向上と地域経済の活性化、周遊観光の構築に向けた施設整備を進める。
- ④ 「ケビンハウス」について、老朽化がみられる設備を更新するとともに、施設周辺のWi-Fi整備に取り組み、旅行者の利便性を高める。

目標指標	基準値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	備考
新規就漁者数	1人(H30)	3人以上	
新規創業者数	—	1人以上	
観光入込客数	123,258人(H29)	129,000人以上	基準値の5%増加

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化、施設の配置の最適化を行うものとする。

(3) 事業計画 (令和3年度~7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農地中間管理機構関連農地整備事業 (負担金)	県		
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 (負担金) 〔長寿命化対策分〕	県		
	林業	森林環境保全整備事業 (下刈)	村		
		公有林保育事業 〔公有林災害保険 96.09ha〕	村		
	(2) 漁港施設	佐井地区水産物供給基盤機能保全事業 〔原田漁港施設機能保全事業〕	村		
		下北地区水産物供給基盤機能保全事業 (負担金) 〔牛滝漁港施設機能保全事業 磯谷漁港施設機能保全事業〕	県		
		漁業再生交付金事業 (負担金) 〔牛滝漁港〕	県		
		漁港施設機能強化事業 (負担金) 〔磯谷漁港〕	県		
		牛滝漁港網洗い場整備事業 〔設計・工事 一式〕	村		
		(9) 観光又はレクリ エーション	福浦の歌舞伎特別上演事業 (補助金)	村	ソフト
			ケビンハウス設備改修事業 〔宿泊棟5棟 設備改修 一式〕 〔Wi-Fi整備 一式〕	村	
	(11) その他	旧福浦小中学校跡施設利活用整備事業 〔設計・工事 一式〕	村		
		港湾施設建設事業 (負担金)	県		
		サーモン養殖事業 〔設計・工事 一式〕	村		

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、以下のとおりとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
佐井村全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和 3 年 4 月 1 日 ～令和 8 年 3 月 31 日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)事業計画のとおりとする。

なお、上記事業の実施にあたっては、青森県、下北圏域の構成市町村や関係機関との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐井村公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は、以下のとおり記載されている。

【観光施設（スポーツ・レクリエーション系施設）について】

- ・「津軽海峡文化館アルサス」は、観光面における主要な施設であるとともに、地震や災害における防災拠点（避難所）でもあることから、定期的に点検を実施し、損傷箇所等の早期発見に努め、計画的な修繕・改修を行います。
- ・「ケビンハウス」や「佐井村フォーレストパーク」なども、村にとっては重要な観光資源であることから、利用客の動向を総合的に判断しながら、維持管理および最適化を推進します。

【農林水産業施設について】

- ・「村の長期総合計画」の基本計画に掲げる農林水産業の振興施策と相乗し、農業、林業、水産業の種別ごとの特性や施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。
- ・各施設の状態を定期的に把握・評価し、中長期的な視点をもって、計画的で効果的な対策を講じます。また、日常の維持管理に関するノウハウを蓄積するとともに、新たな維持管理に係る技術の導入についても推進します。

以上のことから、本計画においても長寿命化や利用客の動向を踏まえた観光施設の維持管理および最適化を進めるなど同様の方針としており、佐井村公共施設等総合管理計画と整合している。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本村は、村内全域を対象とした超高速情報通信網（光ケーブル）が整備されており、全世帯に配備した情報告知端末（サイボード）では、行政からの情報発信や高齢者の安否確認が行われてきた。令和2年度には、サイボードを更新する形で全世帯にタブレット端末（A I（愛）サイ（佐井）ボード）が配備された。今後は、これらの機能を拡充させ、より迅速な住民への情報発信や、効率的な行政サービスの提供に努める必要がある。

また、近年、下北地域でも大規模な自然災害の発生や、新たな感染症の感染拡大防止への対策など、住民生活の安全確保が必要とされる機会が増えている。万が一の際に、迅速な対応が必要であることから、防災行政無線及びタブレット端末を活用した防災体制の構築等を進めなければならない。

(2) その対策

- ① 村内全域を対象として整備されている超高速情報通信網（光ケーブル）の維持・管理に努める。また、各家庭に配備されたタブレット端末（A I（愛）サイ（佐井）ボード）については今後、遠隔診療や小中学校のオンライン授業など、地域のニーズに沿った機能の充実を図りながら、住民への情報発信、効率的な行政サービスの提供に努める。
- ② 防災体制の充実を図るためにも、タブレット端末を活用した災害時における迅速な情報発信や、安否・避難状況の確認などを行うことで、地域全体の防災力を高めていく。

目標指標	基準値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	備考
タブレット端末 アプリケーション開発数	0種	3種	

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
地域における情 報化	(3)その他	地域情報通信事業 〔アプリケーション等開発 一式〕	村	ソフト

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 国道

国道 338 号は、むつ市、同市川内町、同市脇野沢を經由して、佐井村に至る路線である。道路幅員や急カーブの未改良箇所が多く、冬期間は一部の区間が閉鎖となる。本路線は、第 2 次緊急輸送道路に位置づけられていることから、今後の改良が十分必要と思われる。

国道 279 号は、大間町、むつ市を経て野辺地町へ至る主要幹線道路であり、生活道路や防災、物流等のあらゆる分野で重要な路線である。

近年の津波や大雨災害などでは、国道 338 号及び国道 279 号の通行止めによって、一時的な孤立状態に陥っており、今の道路状況では、住民の安全の確保が不十分であることが窺える。また、下北半島には原子力発電所を含む関連施設が多く所在し、自然災害に伴う原子力等の複合災害も考えられることから、引き続き、国道整備のための要望をする必要がある。

イ 県道

県道は、主要地方道川内佐井線、一般県道長後川内線及び一般県道薬研佐井線の 3 路線が存在している。平成 31 年時点で、それぞれの総延長は 42.14km、12.4km、22.72km となっている。また、改良率は、93.3%、100.0%、0.3% で、舗装率は、100.0%、100.0%、9.5% となっている。

長後川内線を除いた 2 路線については、冬期間は積雪や路面凍結により閉鎖となるが、このうち川内佐井線は、令和 4 (2022) 年度の通年通行を目指した整備が進められている。

本村にとってこれらは、生活・防災・産業・観光振興など、あらゆる分野で重要な道路であるため、引き続き道路整備の要望をする必要がある。

ウ 村道・橋梁

村道は、令和 2 (2020) 年度時点で、1 級村道が 10 路線、2 級村道が 2 路線、その他の路線が 66 路線で合計 78 路線総延長 37,639.5m となっており、改良率 68.9%、舗装率 78.4% となっている。

村道台場町線では、袋小路、狭隘部分等があり、緊急車両の通行ルート、災害時の避難ルートの確保が困難な区間が存在するため、改善が必要である。

村道原田小学校線については、急勾配であり、冬期間には路面凍結等の影響、さらには舗装劣化箇所も多数あり、通行に不安を感じることが多く、安全性の確保が急務である。

そのほか、側溝の劣化等により、排水能力の低下や破損による事故が懸念されることから、村道の維持補修等による道路利用者の安全性の確保が必要である。

村が管理する道路に架橋されている橋梁については、高度経済成長期に建設されたものが一斉に建設後 50 年を迎えることとなる。このことから、健全度の低い部位を含む橋梁について、定期点検などで把握することや、点検結果を踏まえた計画的な修繕・架橋工事による安全性の確保が必要である。

エ 農道・林道

農道は、令和 2 年度時点で、幹線農道が延長 15,737m（野平地区 2,902m、原田地区 12,768m、川目地区 67m）である。農道整備は一通り終えているところであるが、ほ場整備の進展とともに、中山間地域総合整備事業等を活用した整備を進める必要がある。

林道は、村道認定されている併用林道が 3 路線、総延長 3,467m と、国有林管内の林道 64,637m のほか、民有林の林道 2 路線、総延長 3,852m があり、各々主要幹線道路に連結して、林産物の搬出、部分林等の経営管理及び住民の日常生活路線として幅広く利用されている。

村が管理する林道黒岩線では、一部、法面の崩落個所を確認しており、森林施業の安全性の確保や周辺被害の回避に係る対策が必要である。

オ 航路・生活交通

① 航路

航路は昭和 46（1971）年 10 月に大湊航路及び大間航路を統合して佐井－青森航路を開設し、国の離島航路の指定を受け、定期便が 1 日 1 往復運航していた。昭和 62（1987）年 6 月に高速船「ほくと」が就航し 1 日 2 往復となり、平成 20（2008）年 11 月には、新造船「ポーラスター」が就航。県都青森市を結ぶ生活航路に位置づけられている。

しかし、本航路の利用者は減少傾向であり、事業主体のシィライン株式会社が航路の在り方について検討していく過程で、村としても今後の動向を注視する必要がある。

② 生活交通

下北交通（株）で運行する路線バス「むつ・佐井線」は、本村と下北地域広域圏の中心都市むつ市までを結ぶ陸路唯一の公共交通機関である。この路線は生活路線として利用されており、平日・土曜が 6 便、日曜祝日が 5 便運行されているが、近年のマイカー所有率の上昇に伴い、利用客は減少し、その影響からバス交通のサービスの低下や、行政負担の増加を招いている。

また、佐井地区から矢越以南の集落等では、路線バスの運行はしていないため、村内の 5 つ集落（川目・磯谷・長後・福浦・牛滝）が公共交通空白地域となっており、交通弱者への対策が必要である。

(2) その対策

ア 国道

- ① 国道 338 号については、道路幅員や急カーブの未改良箇所の整備、冬期間閉鎖となる区間の解消など、改良が必要と思われる箇所については、積極的に国・県へ働きかけ、整備の促進を図る。
- ② 国道 279 号については、下北地域広域避難路基本調査に位置づけられた国道であるが、現時点での整備状況では自然災害による道路寸断や原子力等の複合災害における避難道路の確保など、懸念事項は払拭されないことから、防災対策の観点からも本国道のバイパス化の早期実現に向けた要望活動などを積極的に行っていく。

イ 県道

本村を取り巻くインフラ整備は非常に脆弱である。おもに県道川内佐井線及び県道薬研佐井線については、産業・観光振興のほか、防災上重要な役割を持つ道路であることから、今後も住民の生活道路の充実及び地域の活性化に向けた道路整備を強く要望していく。

ウ 村道・橋梁

- ① 村道台場町線及び原田小学校線については、利用者の安全性の確保や災害時の避難ルートの確保が必要な路線であるため、優先して袋小路の解消など緊急性と生活路線としての必要性を考慮した整備を進める。
- ② そのほか、道路利用者の安全性の確保が必要な路線については、側溝の改良等による道路の維持補修を進めるほか、道路の適正な維持・管理に努める。
- ③ 橋梁については、老朽化の対応として、定期点検の実施、その結果を踏まえた計画的な修繕・架橋工事のほか、管理橋梁の長寿命化を図るなど適切な維持管理に努める。

エ 農道・林道

- ① 農道については、下北北部地区中山間総合整備事業を活用した適正な維持・管理に努める。
- ② 林道については、林道黒岩線の法面崩落箇所を確認しており、今後、県への事業要望と採択要件などの協議を進め、安全性確保に向けた整備を図っていく。

オ 航路・生活交通

- ① 地域住民の交通手段の実態を把握し、生活交通の運行体制等の見直しに努めることで、公共交通の利用者の増加や、サービス向上、行政負担の軽減を図る。
- ② 公共交通空白地域については、現在運行している患者送迎バスや公共交通空白地・福祉有償運送などにより、交通弱者の移動手段確保に努める。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化、施設の配置の最適化を行うものとする。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路	村道台場町線新設改良事業 〔設計・工事 一式〕	村	
		村道原田小学校線改良事業 〔設計・工事 一式〕	村	
		村道維持補修事業 〔舗装補修工事 一式 道路構造物補修 一式〕	村	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業 〔橋梁補修工事 一式 測量・調査・設計 一式〕	村	
		(3)林道	林道黒岩線改良事業 〔設計・工事 一式〕	村
	(10)その他	福祉・過疎地有償運送事業(委託料)	村	ソフト
		生活路線維持運営事業(補助金)	村	ソフト
離島航路維持運営事業(補助金)		村	ソフト	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐井村公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は、以下のとおり記載されている。

【道路・橋梁について】

- ・道路については、「村道ストックメンテナンスサイクル」を策定して、「事後的な修繕」から「予防的な修繕」へと円滑な転換を図り、計画的な改修等を進め、維持更新コストの縮減と利用者の安全確保に努めます。
- ・広域ネットワークの利便性の向上や、快適な生活環境の提供および災害時の避難経路を確保するため、国・県道や生活道路の整備を計画的に推進します。
- ・橋梁にあつては、「橋梁長寿命化計画」の方針に基づき、道路と同様に、「対症的」な対応ではなく、「予防保全的」な更新・改修・長寿命化を計画的に推進して、利用者の安全確保を図ります。

以上のことから、本計画においても長寿命化や利用者の安全確保のための計画的な改修等を進めるなど同様の方針としており、佐井村公共施設等総合管理計画と整合している。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 簡易水道

当村の簡易水道は、昭和 33（1958）年に認可を受けた矢越、磯谷地区をはじめとし、昭和 36（1961）年に福浦地区、昭和 37（1962）年、昭和 38（1963）年に佐井地区、川目地区、昭和 39（1964）年に原田地区を拡張し、昭和 41（1966）年に牛滝地区、昭和 42（1967）年に長後地区と、村内集落のほとんどに敷設した。また、昭和 62（1987）年に矢越、磯谷地区の水不足を解消するため、佐井地区へ統合、同様に平成 10（1998）年に川目地区も統合、平成 21（2009）年度には施設の一元管理による経営の合理化を図るため、全地区を一つの簡易水道とし、平成 30（2018）年度時点で計画給水人口 2,162 人、現在給水人口 1,956 人で、水道普及率は 99.5%となっており、安定給水に努めている。

しかし、令和 2 年 10 月、牛滝地区において水道水に濁りが生じたことにより約 2 週間の給水制限が課され、住民生活に支障を来した。安全かつ安定的な水の供給を図るためにも、有事の際の原因究明や調査を進めるとともに、浄水場の設備改修等、必要な対策を講ずる必要がある。

また、本村の簡易水道施設については、これまで適時必要な改修を行ってきたが、老朽化が激しい施設が散見されていることから、大規模な設備改修を実施し、施設の健全化・長寿命化を図る必要がある。

イ 下水道

佐井地区特定環境保全公共下水道は、平成 19（2007）年の併用開始から 14 年が経過し、水処理施設・管渠に劣化・老朽化がみられることから、改修を行うことにより、施設の長寿命化を図る必要がある。

また、漁業集落地域の排水処理施設についても磯谷・長後・福浦・牛滝地区の 4 つの施設は、併用開始から 16 年～24 年経過している。こちらも同様に老朽化が激しい箇所がみられるため、施設の改修による長寿命化を図り、漁業集落の生活環境の改善に努める必要がある。

なお、下水道区域外である中道・原田・川目地区については、公共用水域の水質汚染防止のため、平成 23 年度から合併処理浄化槽設置整備への補助事業を行っており、今後も設置希望者に対する支援が必要である。

ウ ごみ・し尿処理

ごみ処理は、下北管内 5 市町村で構成される広域行政事務組合（施設名称）アックス・グリーン）で処理されている。施設の処理能力は、140t/日（70t 炉/×2 炉）となっており、令和 2（2020）年度の施設全体のごみ搬入量は 26,557t、このうち当村の搬入量は 695t である。本施設については、老朽化しており、対策が必要である。

し尿処理は、現在、むつ市及び下北郡・上北郡内の 1 市 3 町 4 村の一部事務組合により、220kl/日の処理能力施設で共同処理している。当村の令和 2 年度年間総排出量は、1,346kl である。

エ 防災・消防

① 防災

防災対策に係る整備は、令和 2（2020）年度、防災行政無線（同報系）をデジタル化へ移行するとともに、発令判断支援システム等を導入し、防災力の向上に努めた。また、移動系防災行政無線を撤去し、代替として、I P 携帯無線を役場、各地区センター及び消防関係施設に配置した。

しかしながら、近年、全国的に大規模な自然災害が発生し、自治体においては甚大な被害が出ている。災害発生時の迅速な対応により、人的被害、経済被害の軽減や、安全・安心を確保するためには、村の地域防災計画に基づく防災・危機管理体制の強化が必要である。

防災計画は、令和 3 年 5 月の災害対策基本法の改正を受けた計画内容の改定が行われた。本計画上、指定避難所に指定されている「児童交流センターぽぼらす」は、建物の床や水道施設等の老朽化が激しく、築造年数も古いことから、基礎から改修する必要がある。

そのほか、地域防災上のリスクを伴う箇所として、「高橋ため池」が上げられる。これは既に使われていない防災重点農業用ため池であり、築造年数が古く、ため池下流にある国道の寸断や周辺人家に影響が及ぶ恐れがあるため、リスク回避の対策を講ずる必要がある。

② 消防救急

消防体制については、下北地域広域行政事務組合（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）により組織され、消防本部、消防署及び分署を設置して、下北郡全般にわたる広域消防体制の拡充を図っている。これにより、当村にも分署が設置され、消防力は、分署で署員 18 名、救助資機材搭載型車両 1 台、救急自動車 1 台となっている。

非常備消防については、消防団員 178 名、1 本団 9 分団で組織されて、水槽付消防ポンプ自動車 1 台、普通消防ポンプ自動車 1 台、小型動力ポンプ付積載車 8 台、広報車 1 台が配置されている。本設備については、耐用年数を大幅に経過している小型動力ポンプ及び積載車が多いことに加え、海岸地位にある設備の消耗が激しいことから、更新が必要である。

また、第 5 分団（磯谷地区）の機械器具格納庫では、給水設備がついていないことにより、別施設でホースや車両等の洗浄を行うなど、施設としての機能が不十分であり、老朽化もみられるため、必要な設備を持たせた整備が必要である。

オ 住宅

住宅事情は、住宅に住む一般世帯数 904 世帯（平成 27 年国勢調査）のうち、持ち家 800 世帯、借家 49 世帯、給与住宅 22 世帯、間借り 21 世帯となっており、持ち家は全体の 89.7%、平成 22（2010）年と比較すると 31 世帯減少している。

村営住宅は平成 10（1998）年度に 5 戸、平成 11（1999）年度に 5 戸の計 10 戸が整備され、入居率 100%で利用されている。

現時点で耐用年数を経過する村営住宅はないが、劣化状況を把握し、適切な維持・管理に努める必要がある。

また、過疎地域における人口減少対策として、移住者等を受入れる施設整備が課題であるため、移住・定住施策にも配慮した住宅整備が必要である。

カ 景観形成、公園・緑地整備

緑豊かな環境に恵まれ、身近に自然に触れる機会も多いことから、公園・緑地に対する整備は遅れがちであった。しかし、近年の多様な開発行為により、環境の変化が著しく、その整備と保全の必要性は徐々に高まっている。

本村は、良好な景観の形成を図るため、令和3（2021）年6月に景観条例の施行、同日付で景観行政団体に移行している。今後は、村独自の景観に関するまちづくりを推進する必要がある。

公園の整備について、矢越地区の団地に整備されている「矢越健康広場」は村が管理する公園である。敷地周辺を囲む金網フェンスは老朽化により撤去されたままであり、地域住民が利用するには危険な状態であるため、安全確保のための整備が必要である。

（2）その対策

ア 簡易水道

- ① 老朽化が進んでいる簡易水道施設について、大規模な設備改修・管路の補修を行うことで、施設の長寿命化や財政負担の軽減を図る。
- ② 簡易水道事業における有事の際には、原因究明や調査を進め、水道事業の運営強化、浄水場の設備改良による水質管理の強化に取り組む。

イ 下水道

下水道事業の維持・管理としては、公共下水道施設及び漁業集落排水処理施設の長寿命化に取り組むとともに、引き続き合併処理浄化槽の整備を促進するため、制度の普及や加入促進に努める。

ウ ごみ・し尿処理

ごみ処理について、下北地域広域行政事務組合を主体として共同運営するアックス・グリーンは、稼働開始から18年以上経過することから、現在計画されている新たなごみ処理施設を整備する。

エ 消防・防災

- ① 消防設備については、耐用年数を大幅に経過している小型動力ポンプ付き積載車の更新を行い、計画的な消防車両の管理に努める。
- ② 老朽化がみられる非常備消防施設については、施設の最適化のための更新や統廃合を検討し、防災体制の強化に努める。
- ③ 古佐井地区の指定避難所である「児童交流センターぼぼらす」は、老朽化が著しいため、複合的施設（避難所、集会所、研修施設）としての検討を進め、適切な配置や更新（建替）を行う。
- ④ 地域防災上、リスク回避が必要な施設等については、施設の廃止等を検討し、住民生活の安全確保に努める。

- ⑤ 近年、全国的に発生している大規模な自然災害では、発生時の迅速な対応が必要であることから、村の防災計画に基づく危機管理体制の強化、自主防災組織への支援等に取り組むことで防災体制の充実に努める。

オ 住宅

- ① 村営住宅については、村で策定した公共住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化に向けた計画的な維持管理に努める。
- ② 移住・定住希望者に対応するための、テレワーク・ワーケーション等応じた住宅整備については、「2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」において整備を進める。

カ 景観形成、公園・緑地整備

- ① 良好な景観形成に必要な取組を確実に実施するために、景観法に基づく村独自の景観計画を策定し、景観づくりの意識醸成、景観の形成・維持に取り組む。
- ② 村が管理する公園の整備については、利用者の安全確保のほか、地域内交流やいこいの場として活用されるよう、必要な整備を進める。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化、施設の配置の最適化を行うものとする。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道施設改修事業（管路更新） 〔設計・工事 一式〕	村	
	その他	漁業集落環境整備事業（水道事業分） 〔設計 一式 改修工事 一式〕	村	
	(2)下水道処理施設 公共下水道	下水道ストックマネジメント事業 〔設計・工事 一式〕	村	
		漁業集落環境整備事業（下水道事業分） 〔設計・工事 一式〕	村	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	新ごみ処理施設整備事業（負担金）	下北地域広域行政事務組合	

	(5) 消防施設	小型動力ポンプ付積載車整備事業 〔 積載車購入 2台 〕	村	
		消防施設整備事業 〔 第5分団機械格納庫移転 解体・撤去 一式 設計・施工・工事 一式 〕	村	
	(8) その他	農業水路等長寿命化・防災減災事業 防災減災対策分 〔 防災重点農業用ため池廃止工事 〕	村	
		児童交流センター建替事業 〔 集会研修施設兼避難所 一式 〕	村	
		矢越健康広場改修事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐井村公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は、以下のとおり記載されている。

【行政系施設（消防関連施設等を含む）】

人口の減少や過疎化の進行を見極め、施設の最適化を図ります。

【簡易水道、下水道】

簡易水道、下水道施設は、「簡易水道アセット（又はストック）マネジメント計画」を策定して、老朽化対策や耐震対策等を計画的に進めます。

また、利用者のニーズの多様化・高度化に適合する簡易水道の最適化を推進します。

その他、公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針のうち、安全確保の実施方針では、「危険性が高いと認められる公共施設等は、迅速かつ適切に、改修や保全等の措置を講じ、村民ならびに施設等の利用者の安全を確保します。」と方針が示されている。

以上のことから、本計画においても長寿命化や利用者の安全確保のための計画的な改修等を進めるなど同様の方針としており、佐井村公共施設等総合管理計画と整合している。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

保育所は、当村に1ヶ所設置されており、利用定員は30名で、現在入所園児は28名、少子化による定員割れの状態にある。遠距離地区から通う児童のために整備している保育所送迎バスは、取得から10年以上が経過し、老朽化している。利用者の安全確保のためにも、新しい送迎バスの整備が必要である。

また、子ども・子育て支援事業計画策定時に行ったニーズ調査の結果では、人口減少や核家族化の進行による地域の繋がり希薄化によって、日々の子育てに対する助言、支援を得ることが困難な家族が増えているなどの課題が挙げられた。

このことから、佐井村子ども・子育て支援事業計画に整理されている諸課題の改善のため、安心して出産や育児ができる環境づくり等に努める必要がある。

イ 高齢者福祉

当村における65歳以上の人口は、平成27年国勢調査時点で872人、総人口2,148人に占める割合も40.6%と、高齢化率は県内でも上位に位置しており、今後も75歳以上の後期高齢者、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加が見込まれる。

今後、高齢化が進む中で高齢者の自立支援対策は重要な課題であることから、住民自治組織、地域団体などの多様な団体との連携を図りながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、総合的な施策を講ずる必要がある。

また、佐井村高齢者生活福祉センターは、高齢者に対し、介護支援、居住及び交流機能などを総合的に提供する施設であり、本村の高齢者福祉の増進を図るためには重要な施設である。当施設は、建築から25年以上が経過しており、これまで適時必要な改修を行ってきたが、暖房設備等の老朽化が散見されることから、大規模な設備改修を実施し、施設の長寿命化を図る必要がある。

ウ 障がい者福祉

令和2(2020)年3月末現在、当村における身体障がい者(児)は146人、知的障がい者(児)33人、精神障がい者19人だが、障がいの程度は個々人によって異なるものであり、必要とする福祉サービスの内容も極めて多様である。

当村の身体障がい者(児)への福祉対策は、県障害者相談センター等の関係機関との密接な連携のもとに、審査及び更生相談、手帳の交付、自立支援医療の給付、補装具の交付、福祉サービス事業所への入所等、必要な支援を行っているが、これらの支援は、今後も継続して行う必要がある。

また、障がい者福祉計画における村の基本理念「私らしく生きる共生と共感のまち」の実現に向けては、この計画で示す方針に基づいた支援施策を展開していく必要がある。

エ 健康づくりの推進

団塊の世代が高齢者に移行する時期を迎えることに加え、生活習慣の変化による疾病構造の変化が影響し、今後、生活習慣病や介護を要する人の増加が予想される。

これらは、医療費や介護保険給付費などの増加に影響し、財政を圧迫する要因となるため、予備対策として高齢者が健康を保ち、積極的に社会参加できる環境づくりが必要である。

第2次佐井村健康増進計画「健康さい21」の中間評価では、住民の健康づくりの現状として、がん検診受診率は減少、精密検査受診率は増加傾向にあることに加え、村で取り組んでいる健康マイレージ事業は、参加する人が減少傾向であった。健康づくり事業全般において、参加者の固定化がみられるため、村の健康増進計画に基づいた効果的な支援を展開し、住民の主体的な健康意識の醸成や生活習慣の改善が課題である。

また、近年、うつ病などの精神疾患を抱える患者が増加しており、本村の自殺率は県内他市町村と比較して高い状況であることから、こころの健康づくりの推進が必要である。

(2) その対策

ア 子育て環境

- ① 子ども・子育て支援事業計画（みらい子どもプラン）に基づき、子どもを産み育てる希望の実現、子どもが健やかに成長できる環境構築に向けた支援施策を推進する。
- ② 保育所バスを新たに整備し、利用者の安全確保に努めながら引き続き、児童の通所に係る支援に取り組む。

イ 高齢者福祉

- ① 老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自立し生きがいをもちながら暮らし続けることができるよう、関係施策を推進する。
- ② 老朽化が進んでいる高齢者福祉施設について、大規模な設備改修・補修を行うことで、施設の長寿命化や財政負担の軽減を図る。

目標指標	基準値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	備考
元気な高齢者の割合	80.9%	80.0以上	介護認定を受けていない高齢者人口 ／高齢者人口

ウ 障がい者福祉

- ① 障がい者福祉計画に基づき、障がい者差別解消法の普及・啓発、障がい者の社会参加と自立生活の支援施策を推進する。
- ② 国・県、社会福祉協議会、障がい福祉団体、住民自治組織をはじめ、多様な団体と連携し、引き続き、障がい者の自立と社会参加を支援する。

エ 健康づくりの推進

- ① 健康増進計画「健康さい21」に基づき、健康意識の醸成、疾病予防を含む健康づくり、運動・身体活動の習慣化の促進などの効果的な関係施策に取り組む。
- ② 生活習慣病を予防するため、特定健診・がん検診の受診率向上、高血圧・糖尿病・女性がん予防の取組を強化する。
- ③ 多様な健康づくり活動への支援、メンタルヘルスへの適切な支援に取り組む。

目標指標	基準値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	備考
3歳児歯科健診受診率	80.9%	80.0%以上	
特定健康診査受診率	42.7%	50.0%以上	
がん検診受診率	14.9%	30.0%以上	村の健康増進計画「健康さい21」より

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化、施設の配置の最適化を行うものとする。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所送迎バス整備事業 〔送迎バス購入 1台〕	村	
	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	佐井村高齢者生活福祉センター改修事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐井村公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は、以下のとおり記載されている。

【子育て支援施設、保健・福祉施設】

○福祉施設「佐井村高齢者生活福祉センターあすなろ」

福祉分野ごと唯一の施設であることと、地震や災害等の避難所（避難施設）にも指定されており、防災上も重要な拠点であることから、当面は現在の配置を妥当として維持します。

なお、高齢福祉施設においては、これからの超高齢社会に備え、施設の新設も含め、配置の最適化を計画的に進めます。

以上のことから、本計画においても長寿命化や施設の新設も含めた配置の最適化を計画的に進めるなど同様の方針としており、佐井村公共施設等総合管理計画と整合している。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

村内の医療機関は、診療所 1 施設、へき地診療所 2 施設、歯科診療所 1 施設であるが、このうち、診療所については、平成 31 (2019) 年 4 月に村外の整形外科医が開業した施設である (月 1 回の診療)。

へき地診療所については、福浦・牛滝の 2 集落に設置しており、大間病院の医師が各へき地診療所を巡回している (福浦地区月 4 回、うち 1 回が牛滝地区の巡回)。2 集落だけでは村内の全てをカバーすることはできないため、早急に全域に対する医師の確保を含めたへき地医療の充実強化を図ることが必要である。

また、村内の医療機関の数は増えているものの、常駐の医師がいないため、平成 19 年以降から続いている無医村状態は変わらない。このため、近隣市町村の病院・診療所への通院が必要であり、村では通院手段の確保対策として、大間病院と川内診療所への患者送迎バスを運行している。村の患者送迎バスは、公共交通空白地域を補う形で運行しており、医療の確保対策として、今後も運行の継続が必要である。

なお、下北地域では、むつ総合病院を中核とした 5 市町村 (1 市 1 町 3 村) による一部事務組合下北医療センターを形成し、医療連携体制の強化を図っている。

(2) その対策

- ① 地域医療を確保するため、既存する村内歯科診療所・へき地診療所の維持に努め、診療環境の充実に取り組む。
- ② 大間病院及び川内診療所への通院手段となる患者送迎バスを継続して運行するほか、地域医療体制の変化に合わせた通院手段の維持・充実に努める。
- ③ 医師・看護師の確保については、自治体枠に捉われずに圏域一体となった地域医療体制の維持・強化に努める。

(3) 事業計画 (令和 3 年度~7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
医療の確保	(4)その他	患者送迎バス運行事業 (委託料)	村	ソフト

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本村の学校施設の設置状況は、次のとおりである。（令和3年度学校基本調査）

- ① 小学校1校 学級数5学級、児童数46人（特別支援学級含む）
※うち、2学年と3学年、5学年と6学年が複式となっている。
- ② 中学校1校 学級数5学級、児童数37人（特別支援学級含む）

学校施設について、屋内運動場は、強風の影響により、ネットの破損が多数であることや、グラウンドの下地（砂利等）が見受けられ危険な状態であることなど、小中学校ともにグラウンド整備が必要である。

また、令和3（2021）年度から休校中としている牛滝小中学校は、今後の学校再開に向けた協議を行っているところである。既存の校舎・体育館・教員住宅等の施設については、休校期間中の劣化や老朽化している箇所がみられ、学校再開には学校施設の計画的な整備が必要である。

そのほか、GIGAスクール構想「学校ICT化」に伴い、児童生徒用と教師用と合わせ、計119台のタブレット端末を配備し、各教室でインターネットの利用を可能とするため小学校では校内LANを構築した。中学校は、既に校内LANが構築されており、状況をみながら、機能や性能の向上を図るための更新を行う予定としている。今後は、これらの設備を効果的に活用した授業を確立していくことが必要である。

スクールバスについては、平成18（2006）年4月の原田・磯谷・長後小学校の佐井小学校への統廃合に対応した通学バスの運行が行われているが、近年、運転手の担い手が不足し、円滑な運行に支障が生じている。このことから、運行体制を見直し、より効率的な体制を構築する必要がある。

イ 社会教育

当村では、佐井小学校を拠点に「放課後子ども教室」が設置され、軽スポーツ、工作、文化活動を通じて異学年や大人たちとのふれあいにより、子どもたちの安全で安心な居場所づくりを行っている。

また、各地区等の公民館と連携し、婦人教育（婦人講座）、高齢者教育（ばらいろ学級）の活動も展開している。

しかし、これらの実態は、一部の参加者にとどまり、活動内容も固定化していることから、今後は地域のニーズを踏まえた内容とし、自主的な運営主体による活動の展開が必要である。

そのほか、スポーツ活動の推進として、佐井村スポーツ協会や本協会に所属する団体等の大会派遣に係る経費など、スポーツ振興に資する事業費の助成を行っている。村民が生涯にわたり、健康で明るく豊かな生活を送るためには、日常生活において定期的・継続的にスポーツができるための対策を講じなければならない。

(2) その対策

ア 学校教育

- ① 屋内運動場については、児童生徒が安全に利用できるよう適切な整備を進める。
- ② 休校中の牛滝小中学校については、現在再開に向けた協議を行っているところであるが、再開が決定した際は、財政状況を勘案しつつ、適宜補修を行い、長寿命化を図るとともに、老朽化が著しい場合は改築を行う。
- ③ 今日的課題への対応として、自国及び他国文化の理解促進といったグローバル化に対応した教育や児童生徒に配備したICT機器を効果的に活用した教育の充実を図る。
- ④ スクールバスについては運行体制を見直すなど、地域の関係団体等との連携を図りながら、児童生徒の安全な通学手段の確保に努める。

イ 社会教育

- ① 地域のニーズを踏まえた公開講座や生涯学習地域事業等に取り組むことで、地域課題の解決力の醸成や、ふるさとを愛する心の醸成に努める。
- ② 地区会・町内会に生涯学習事業を委託し、自治振興活動と一体的な推進を図るとともに、地域リーダーに研修会への参加を促し、人材育成に努めるなど、多様な学習活動への支援を展開していく。
- ③ 日常生活において定期的・継続的にスポーツができる環境となるよう、地域スポーツ団体等への支援を行い、村内のスポーツ団体の育成を図っていく。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化、施設の配置の最適化を行うものとする。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	牛滝小中学校長寿命化事業 〔 校舎 A=713 m ² 校舎長寿命化改良工事 一式 〕	村	
	屋内運動場	牛滝小中学校体育館改築事業 〔 体育館 A=324 m ² 体育館改築工事 一式 〕	村	
	屋外運動場	佐井小学校グラウンド環境整備事業 〔 グラウンド A=5,773 m ² ネット補修工事 一式 整地・転圧工事 一式 〕	村	
		佐井中学校グラウンド環境整備事業 〔 グラウンド A=13,597 m ² 整地・転圧工事 一式 〕	村	
	教職員住宅	牛滝小中学校教員住宅建替事業 〔 木造平屋建 A=315 m ² 4棟 〕	村	
	(5)その他	佐井村スポーツ協会補助事業(補助金)	佐井村 スポー ツ協会	ソフト

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐井村公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は、以下のとおり記載されている。

【学校教育系施設】

学校教育系施設については、「学校施設に関する長寿命化計画」を策定し、村の中核的な施設として、修繕や長寿命化および配置の最適化を的確に実施します。

以上のことから、本計画においても長寿命化や施設の配置の最適化を計画的に進めるなど同様の方針としており、佐井村公共施設等総合管理計画と整合している。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本村には9つの集落が存在し、6つの町内会と7つの地区会が組織されている。

近年、地域では、環境保全、地域活性化、福祉、文化・芸術、社会教育など、幅広い分野で住民のニーズは多様化・複雑化し、新しい社会サービスの提供が必要となっている。

そのような状況下で、地区・町内会の活動は、伝統文化の維持や自主防災組織としての役割、広報紙等の配布など、その活動は多岐にわたり、行政が手の届かない部分に対し大きな効果をもたらしている。

しかし、近年の過疎化や少子・高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの機能低下や連帯意識の希薄化が影響し、地域・町内会で行っている活動全般において担い手が不足している。

地区・町内会は、協働のむらづくりを推進する上で、欠かせない存在であるため、住民自治活動等を維持していくための支援が必要である。

(2) その対策

- ① 地区・町内会の運営や活動に対する財政的な支援を継続する。
- ② むらづくり団体、NPOなど、公益的な村民団体を育成するとともに、多様な主体によるむらづくり活動を支援する。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
集落の整備	(3) その他	町内会・地区会育成活動支援事業 (補助金)	村 地区会 町内会	ソフト

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域で継承される郷土芸能や文化・歴史などは、各地域の芸能保存等に関する団体が自主的に行っている。

近年の少子・高齢化や若い世代の人口流出等の影響により、文化活動の担い手が不足し、祭り運営等が困難になっている。

その土地に残る歴史や伝統文化は、地域に活力を与え、人生を豊かにするものであるため、保存・継承等に係る取組を支援し、地域の財産として守り伝えていく必要がある。

(2) その対策

- ① 郷土芸能の保存・継承活動を支援するとともに、村民や域外の人々が伝統芸能に接する機会の充実に努める。
- ② 住民が郷土の歴史文化を学習する場として、村内の博物館類似施設や資料館を積極的に活用していく。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
地域文化の振興 等	(3)その他	郷土芸能保存伝承事業(補助金)	団体等	ソフト

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

村と地域電力会社との共同出資により、令和3年4月に自治体新電力会社「株式会社さいエナジー」を設立した。新電力会社の設立により、地域への再生可能エネルギー供給事業はもとより、事業収入を地域に還元・循環させることで村づくり事業の財源として活用し、持続可能な地域づくりを図っていくこととしている。

近年、地球温暖化による気候変動の影響は異常気象という形で表れ、全国各地で発生している大雨災害の被害の深刻化がその影響を物語っている。

このような状況から、日本でも2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標が掲げられ、本村においても脱炭素社会の実現に貢献するために令和3年10月、「ゼロカーボンシティさい」を宣言している。

今後は、小水力発電の開発などによるエネルギーの地産地消にも取り組むこととしているため、事業化に向けた現地調査等を促進する必要がある。

しかし、国から再生可能エネルギーの普及が求められている一方で、小型風力発電等の開発行為によるトラブルや住民からの景観保全の要望なども寄せられている。再生可能エネルギーの利用の推進においては、住民への理解促進に努めるほか、景観計画策定による開発行為の規制など、地域の生活や景観に配慮した取組が必要である。

(2) その対策

- ① 本村の風土を活かした再生可能エネルギーの活用を促進するため、太陽光、風力、水力、バイオマスなど多様な地域資源の有効活用について、調査研究を進める。
- ② 再生可能エネルギーの普及に伴う開発行為に関しては、村のガイドライン等に基づく監視・指導に努めるほか、村独自の景観計画を策定することで、その規制を強化し、住民生活や地域の景観に配慮した再生可能エネルギーの推進を図る。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	小水力発電調査事業	村	ソフト